

2019年9月24日

## **ホルムアルデヒド自主管理の更新審査『測定データの使用期限』追加について ご注意ください！**

一般社団法人日本塗料工業会  
ホルムアルデヒド自主管理審査委員会

日頃より、当工業会のホルムアルデヒド自主管理活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

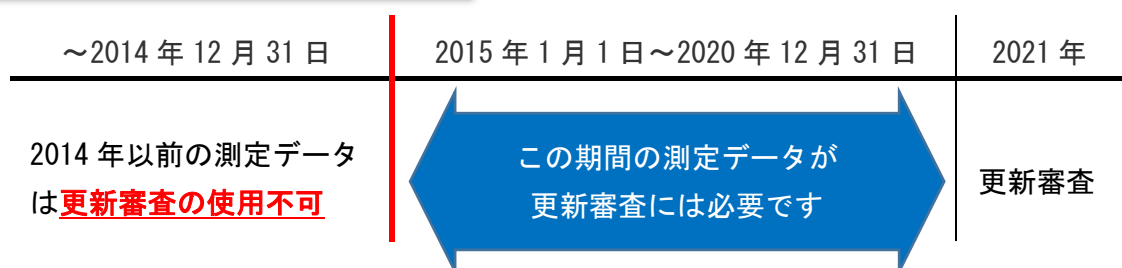
さて、この度、当工業会ホルムアルデヒド自主管理審査委員会では、更新審査に伴う登録商品の測定データのあり方について協議致しました。

現在の更新審査は3年毎に実施（次回は2021年）し、塗料分類の中から代表商品を選び、その代表商品における審査が合格と認められた場合には、同じ塗料分類に含まれる商品も合格と判断し、更新を承認する運用をしていました。

この運用では、更新審査を繰り返した場合、新規登録時点から現在まで、ホルムアルデヒド放出量の測定が行われず、品質管理が確認されていない商品が存在することが懸念されます。

そこで次回2021年の更新手続きにおきましては、全ての登録商品の最新測定データが既に6年以上経過したもの（更新審査が2回）は、登録商品のデータとして認めないことを決定致しました。（例えば次回2021年の更新手続きでは、6年前の2015年年初を基準として、測定日が2014年12月31日以前のデータでは更新審査で受け付けません。（下図参照））

### 2021年に更新手続きをする商品の例



2021年に更新手続きを行う全ての商品は、2015年1月1日以降に測定したデータが必要です。各登録商品の最新測定データの測定日をご確認いただき、最新測定日が2014年12月31日以前の商品に関しては、登録会社にて更新手続きまでに再度測定を順次計画的に進めて頂きますようお願い致します。

登録商品の品質を含めた維持管理として、上記の様に変更致します。趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

以上